

ふれんず在宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団まりふ会が開設するふれんず在宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う 指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- ① 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- ④ 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ふれんず在宅介護支援センター
- ② 所在地 岩国市今津町1丁目11-23

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- ② 介護支援専門員 5人（常勤職員5人、うち1人は管理者と兼務）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、盆、年末年始を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(内容および手続きの説明及び同意)

第6条

- ① 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその族等に対し、運営規定の概要、その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- ② 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め居宅介護支援サービス計画書が利用者の同意を基本として作成されるものであること等について説明を行い、理解を得るものとする。

(居宅介護支援の提供方法・内容)

第7条

- ① 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するように行うと

ともに、医療サービスとの連携に充分配慮して行うものとする。

② 事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

③ 指定居宅介護支援の提供方法および内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護サービス計画作成

[指定居宅サービス計画の担当者の配置]

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行う

[利用者等への情報提供]

居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿・サービス内容・利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援する。

[利用者の実態把握]

介護支援専門員は居宅サービス計画作成にあたって、利用者の有している能力、(提供を受けているサービス等、その他置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握する。

[居宅サービス計画の原案作成]

介護支援専門員は、利用者・家族の希望ならびに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅介護サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上で留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画原案を作成する。

[担当者会議]

介護支援専門員はサービスの担当者会議を開催し、サービスの種類・内容・費用等について説明し、文書により利用者の同意を得る。

(2) サービスの実施状況の継続的な把握・評価

介護支援専門員は居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族・指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより居宅介護サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更・指定居宅介護サービス事業所等との連絡調整、その他便宜の提供を行う

④ 介護保険施設への紹介等

(1) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合、又は、利用者が介護保険施設への入院・入所を望む場合には、介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行う。

(2) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院退所しようとする要介護者等から依頼があった場合、居宅における生活に円滑に移行できるように、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う

⑤ 地域包括支援センターとの連携

利用者が要支援と認定された場合は、介護予防サービスが円滑に利用できるよう地域包括支援センターと連携を図る

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

50円/km×かかった距離(通常地域を越えた地点からかかった距離)

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、旧岩国市（北河内、南河内、離島を除く）とする。

(秘密保持)

第10条

- ① 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ② 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- ③ 事業者は、サービス担当者会議等に、個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止)

第11条 当施設では、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から虐待の発生と防止に向けて虐待防止対策を、委員会を中心に行う。
虐待を疑う事例等があった場合は包括支援センターに通報します。

(ハラスメント対策)

第12条 当施設では適切な介護の提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は立場を背景とした言動を防止し就業環境が害される事を防止する為の措置を講じる。

(感染対策)

第13条 事業所で、感染予防に向けた取組みを、感染対策委員会を中心に研修を行う。

(身体拘束等の適正化)

第14条 身体的拘束等の適正化の為、委員会を開催し、指針を整備し、職員に対する研修実施等の措置を講じる。

(業務継続計画)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅サービスの提供を継続的に実施する、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画を策定する。業務継続計画は職員へ周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第16条

- ① 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供中、緊急事態や事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない
- ② 事業所は、緊急対応マニュアル、事故対応マニュアルを整備し、緊急時・事故発生時の手順を明らかにするとともに、事故防止マニュアルを整備し、再発防止に努める
- ③ 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第17条

事業所は自ら提供した指定居宅介護支援または、自らが居宅介護サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置、その他必要な措置を講ずるものとする。

① 苦情の相談窓口

- ・ふれんず在宅介護支援センター（介護支援専門員）TEL0827-21-5135

② その他苦情等の申し立て先

- ・ 岩国市福祉部福祉政策課 岩国市今津町1丁目14-51 TEL 0827-29-5072
- ・ 山口県国民健康保険団体連合会 山口市朝田1980-7 TEL 083-995-1010
- ・ 山口県福祉サービス運営適正化委員会 山口市大手町9番6号 TEL 083-924-2837

(その他運営についての留意事項)

第18条

事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ・ 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ・ 継続研修 年1回

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人与事業所の管理者の協議とに基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年5月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- この規程は、平成22年8月1日から施行する。
- この規程は、平成22年9月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年5月1日から施行する。
- この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- この規程は、平成28年3月1日から施行する。
- この規程は、平成28年7月1日から施行する。
- この規程は、平成28年9月1日から施行する。
- この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- この規程は、平成30年2月1日から施行する。
- この規程は、平成30年11月1日から施行する。
- この規程は、平成31年1月1日から施行する。
- この規程は、平成31年2月1日から施行する。
- この規程は、令和1年7月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月13日から施行する。
- この規定は、令和6年3月1日から施行する。
- この規定は、令和6年3月15日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年7月1日から施行する。
- この規定は、令和7年3月19日から施行する。